4.2.　WNTE排出ガス制限値

規制対象排出ガスは、5.及び6.に従ってエンジンを作動させる場合において、次の式により算出されるWNTE排出ガス制限値を超えないこと。この場合において、メタンを測定しない場合にあっては、全炭化水素を非メタン炭化水素とみなすことができるものとする。

WNTE排出ガス制限値　＝　WHTC排出ガス制限値　＋　WNTE要素

WHTC排出ガス制限値：規制対象排出ガス毎のWHTCにおける平均値規制値

WNTE要素：規制対象排出ガス毎に以下の式により算出される値。この場合において、WHTC排出ガス制限値（EL）の単位はｇ／kWhとする。

一酸化炭素　　：WNTE要素　＝　0.20　×　EL　＋　0.2

非メタン炭化水素：WNTE要素　＝　0.15　×　EL　＋　0.07

窒素酸化物　　：WNTE要素　＝　0.25　×　EL　＋　0.1

粒子状物質　　：WNTE要素　＝　0.25　×　EL　＋　0.003

5.　適用条件

WNTE排出ガス制限値は、次に掲げる条件を満たす場合において適用する。

(a)　大気圧が、90kPaを超えていること。

(b)　大気温度が、263K（−10℃）を超え、かつ、次の式により算出される温度以下であること。

T＝−0.4514×（101.3−Pb）＋311

T　：大気温度　K

Pb　：大気圧　kPa

(c)　エンジン冷却水温度が、343K（70℃）以上373K（100℃）以下であること。

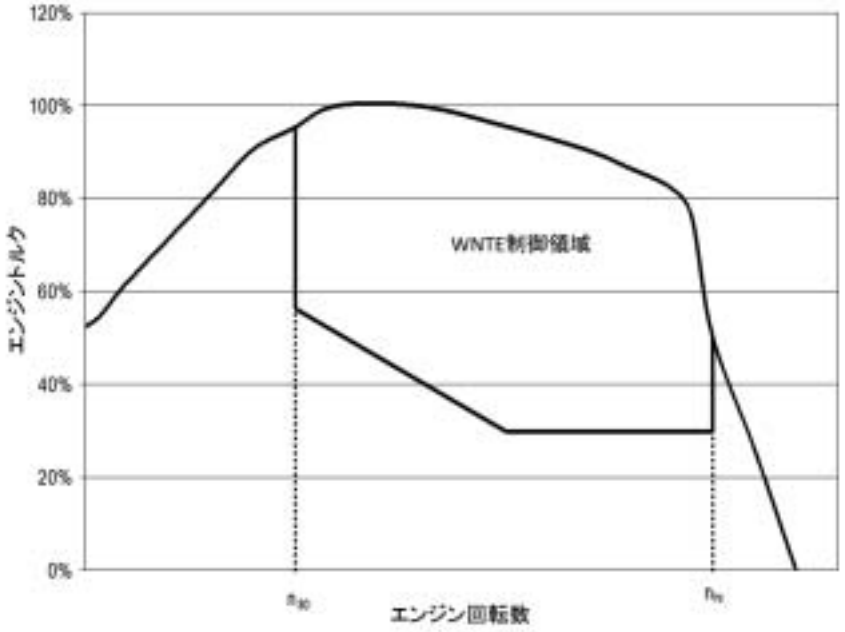
6.　WNTE

6.1.　WNTE制御領域

WNTE制御領域は、次に掲げる規定による。

WNTE制御領域の例を図１に示す。

図１　WNTE制御領域の例

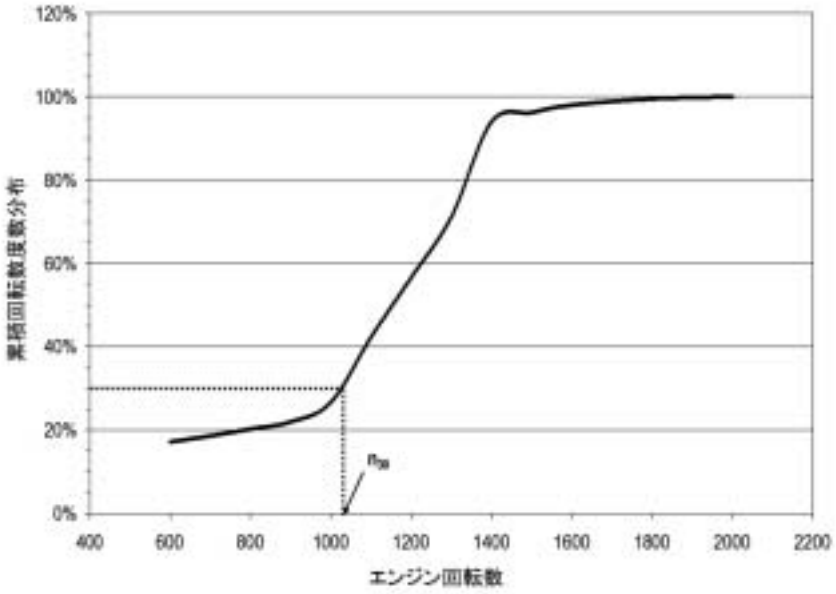


6.1.1.　エンジン回転数の範囲

WNTE制御領域は、WHTCの30パーセンタイル累積回転数分布（アイドリング回転数を含む。）（n30）と最高出力の70％を発生する時の最高回転数（nhi）の間にある全てのエンジン回転数を含むものとする。

WNTE累積回転数度数分布の例を図２に示す。

図２　WNTE累積回転数度数分布の例



6.1.2.　エンジントルクの範囲

WNTE制御領域は、エンジンから発生する最大トルク値の30％以上のトルク値を伴う全てのエンジン負荷点を含むものとする。

6.1.3.　エンジン出力の範囲

6.1.1.及び6.1.2.の規定にかかわらず、エンジンから発生する最高出力値の30％未満の出力を発生する時の回転数及び負荷点は、全ての排出ガスのWNTE制御領域から除外するものとする。